令和8年度「美作市二十歳の会」協賛企業・団体等募集要項

二十歳を迎えるわたしたちが地域社会に期待され、祝福されていることを自覚するきっかけとなるような「二十歳の会」とするため、協賛してくださる企業・団体等を募集します。

二十歳の会の開催により、これからの美作市を支えるわたしたちが美作市の魅力を再認識し、二十歳の会を通して地域への愛着をより深めてもらうことで、将来的なUターンを期待します。

1 式典の概要

名　　称　　美作市二十歳の会
開催日時　　令和9年1月10日(日)11時～ (受付開始:10時30分～)
開催場所　　美作文化センター
対 象 者　　平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの人(約250人)
〈参考〉令和7年度対象者 247人(参加者数182人)
主　　催　　美作市二十歳の会実行委員会、美作市、美作市教育委員会

2 募集対象

美作市で二十歳を迎えるわたしたちを応援していただける企業・団体等で、次のいずれにも該当しないものとします。(市内、市外は問いません。)

ア 市税その他公租公課に滞納があるもの
イ 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けているもの
ウ 民事再生法(平成11 年法律第225 号)による再生手続中のもの又は会社更生法(平成14 年法律第154 号)による更生手続中の事業者
エ その他実行委員会が不適当であると認めるもの

3 協賛内容

【協賛金】
●個人…1口/5,000円 (何口でも申込み可)
●企業・団体等…1口/10,000円 (何口でも申込み可)
※いただいた協賛金は、式典や記念行事等の運営で活用させていただきます。

【協賛品】 1個～
(1)協賛品について
ご提供いただく協賛品に係る費用は全て協賛者様のご負担とさせていただきます。
また、協賛品については次のいずれにも該当しないものとします。
ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
エ 政治性、宗教性のあるもの
オ 社会問題について主義主張のあるもの

カ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

キ その他実行委員会が不適当であると認めるもの

（2）提供品について

① 引換券等の提供

市内の店舗等で受け取り可能な物品に対する引換券等

② 物品の提供

W30cm×H30cm×D15cm 程度までのサイズ（アルコール類、タバコ類は不可）

※飲食物の提供については、要相談とします。

4 協賛企業・団体等の特典

① 協賛企業・団体等名称及びロゴの一覧を、参加者へ配布

② 美作市ホームページへ企業名等を掲載

③ 会場ロビーにて事業者チラシ等の設置（少数の場合は、参加者へチラシ等の配布）

※協賛企業・団体等の特典は、協賛金額等による変動はなく、すべて統一とします。

5 協賛募集期間

令和8年11月27日（金）まで

6 協賛申込方法

美作市ホームページより「令和8年度美作市二十歳の会 協賛申込書」をダウンロードし、必要事項を記入後、美作市教育委員会社会教育課へメール又は、郵送（消印有効）で提出してください。また、ロゴの掲載を希望する場合は、メールで美作市教育委員会社会教育課まで提出してください。

※データ容量が10MBを上回る場合は、大容量データ送信サイトを使用するものとします。

〈提出先〉美作市教育委員会社会教育課

〒707-8501 美作市美来1番地

TEL：0868-72-1113

E-mail：shakaikyoiku@city.mimasaka.lg.jp

7 協賛申し込み後の流れ

申込みを受理後、協賛案内通知書及び請求書等を順次通知いたします。

【協賛金】

（1）支払期限　協賛企業・団体等は、後日送付される協賛案内通知書及び請求書に記載された納期限までに指定された口座へ振込むものとします。

※振込手数料は、協賛者様のご負担とさせていただきます。

【協賛品】

（1）納入期限　　令和8年12月16日（水）

（2）納入方法　　美作市教育委員会社会教育課へ持参もしくは郵送にて納入してください。

※搬入にかかる費用は、協賛者様のご負担とさせていただきます。

8 協賛の取消

協賛が決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合、協賛を取り消します。

（1）指定する期日までに協賛金及び協賛品を納付しなかったとき。

（2）協賛企業・団体等が美作市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

（3）協賛企業・団体等が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

（4）申込みに虚偽の記載があったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、実行委員会が協賛を適切でないと認めるとき。

※（1）～（5）の規定による決定の取消しにより生じた協賛企業・団体等の損害について、主催者は一切の責任を負いません。

※主催者は、協賛を取り消した企業・団体等に対して、直ちに協賛取消通知書により協賛企業・団体等に対しその旨を通知します。その際、受領済の協賛金及び協賛品は返還しません。

9 美作市二十歳の会開催中止の場合

大規模災害その他やむを得ない事情により、美作市二十歳の会を開催中止とする場合の協賛金及び協賛品の取扱いについては、協賛してくださる企業・団体等と美作市が協議して決定するものとします。